

職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例に係る事務取扱要領（抄）

第2 公益通報の対応・調査等

1－4 省 略

5 通報対象事実の調査等

(1) 省 略

(2) 調査の原則

調査については、それぞれの通報内容により、方法等は様々なものが考えられるが、以下
次の

の手順を参考にして対応

点に留意して調査を行い、必ずコンプライアンス担当が公益通報処理報告書（第4号様式）
するものとする。

を作成し、当該公益通報処理報告書を監察部へ報告

ア 調査に当たっての留意点

通報者等の保護

調査に当たっては、通報者が特定されたり、調査を受ける職員等に不利益が生じないよう最大限配慮すること。

※具体的な調査方法について疑問や不明の点がある場合は、監察部まで問い合わせること。

イ 関係職員等の排除

省 略

ウ 関係者からの聴取り調査

(7) 聴取り調査の範囲

事案に応じて適切に、通報指摘事実の存否の確認に不可欠な関係者（違法又は不適正な職務執行を行ったと認められる本人、その管理監督者、当該職務執行により被害を受けていると認められる方、当該職務執行を目撃していると認められる方等）からの聴取り調査を実施すること。

(1) 聴取内容の確認

原則として聴取内容をその場で聴き取った本人に確認すること。

※(7)及び(1)について

聴取り調査の対象者、聴取者、聴取の有無、聴取していない場合はその理由、聴取内容の本人確認の有無等を記載した一覧表を作成し、公益通報処理報告書（第4号様式）に添付する。

エ 公正性の確保

エ

省 略

エ 調査協力者への説明

オ

省 略

(3) 調査実施

省 略

(4) 調査後の対応

ア 是正措置及び再発防止措置等

コンプライアンス担当が調査を実施した結果、通報対象事実があると認めるときは、通
所管区役所・局等は

報対象事実の中止などの是正措置、再発防止のために必要な措置等をとらなければならない。**また、当該通報対象事実が懲戒処分等の事由に該当すると思われる場合は、自ら人事・処分担当所属に連絡する。**また、犯罪行為に該当すると思われる場合は、捜査機関と連携を取り告発手続を行う（刑事訴訟法第239条第2項）。

※委託先事業者において通報対象事実の中止などの是正措置、再発防止のために必要な措置が必要な場合は、当該事業者に対し勧告を行う。

イ オ 省 略

6-7 省 略

第3 通報者等の保護（不利益取扱いの禁止）

1-4 省 略

5 不利益な取扱いの調査等

(1) 省 略

(2) 調査の原則

調査については、それぞれの申出内容により、方法等は様々なものが考えられるが、以下の

手順を参考にして対応

点に留意して調査を行い、必ずコンプライアンス担当が不利益申出処理報告書（第8号様式）
するものとする。

を作成し、当該不利益申出処理報告書を監察部へ報告

ア 調査に当たっての留意点

申出者等の保護

調査に当たっては、申出者が更なる不利益な取扱いをされたり、調査を受ける職員等に不利益が生じないよう最大限配慮すること。

※具体的な調査方法について疑問や不明な点がある場合は、監察部まで問い合わせること。

イ 関係職員等の排除

省 略

ウ 関係者からの聴取り調査

(7) 聴取り調査の範囲

事案に応じて適切に、不利益な取扱いの事実の存否の確認に不可欠な関係者（不利益な取扱いを行ったと認められる本人、その管理監督者、当該不利益な取扱いを目撃していると認められる方等）からの聴取り調査を実施すること。

(イ) 聴取内容の確認

原則として聴取内容をその場で聴き取った本人に確認すること。

※(7)及び(イ)について

聴取り調査の対象者、聴取者、聴取の有無、聴取していない場合はその理由、聴取内容の本人確認の有無等を記載した一覧表を作成し、不利益申出処理報告書（第8号様式）に添付する。

ウ 公正性の確保

エ

省 略

エ 調査協力者への説明

オ

省 略

(3) 調査実施

省 略

(4) 調査後の対応

ア 不利益回復措置等

コンプライアンス担当が調査を実施した結果、不利益な取扱いがあると認めるときは、

所管区役所・局等は

不利益を回復するために必要な措置、当該取扱いを行った職員に対する措置等をとるものとする。

※委託先事業者において、不利益を回復するために必要な措置、当該取扱いを行った職員に対する措置が必要な場合は、当該事業者に対し勧告を行う。

イーオ 省 略

6－8 省 略

8 申出者への結果通知